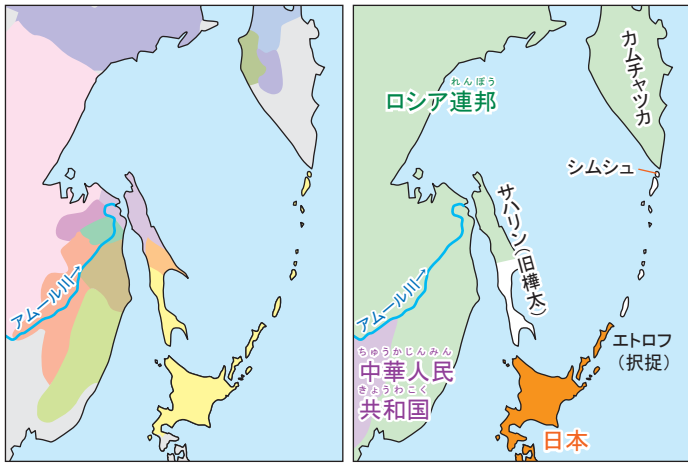


# 5. アイヌ文化の危機、そして新たな発展

## ① アイヌ文化の否定



アイヌ民族の土地(黄色)と、ほかの北方民族が住む土地ごとの色分け。  
 (『アイヌの歴史と文化 I』より、改変)

現在、日本政府が主張する「領土」の関係。ロシア政府の主張、あるいはほかの国の見方はそれぞれ異なる。

欧米の国々からの圧力をきっかけに、江戸幕府がたおれ新政府ができ、1868年、明治時代に入りました。

日本は、ロシアの南下政策に対抗し、「蝦夷地」を「北海道」としてはっきりと領土化します。アイヌ民族は、日本とロシアという、近代化につき進む二つの国の国づくり(とその争い)にまきこまれました。

日本政府は、これまで、別の民族が暮らす場所としていた北海道を、完全に「日本化」しようとしてきました。

これは、アイヌ民族の文化を否定することになります。豊かな北海道の自然と共にあったアイヌ民族の暮らしを、「未開地」の「野蛮な生き方」と決めつけ、北海道を開拓することで「近代化」しようとしたのです。

### 風俗や名前の否定

明治4年(1871)、「戸籍法」ができます。それに合わせ、北海道を管理していた役所である「開拓使」によって、伝統的なアイヌ文化であった「亡くなった人の家を燃やすこと(カソマンテ：死者に家を持たせる儀式)」「女性の入れ墨」「男性のイヤリング」などが禁止され、日本語とその文字を覚えるよう強制されます。

さらに明治9年(1876)ころには、アイヌ文化にはなかった名字をつけるよう強制され、名前も和人風につけ直すよう指示されます。

すべてが一気に進んだわけではありませんが、アイヌ文化、そしてアイヌ民族としての存在が否定され、一方で、多くの和人が持っていた「差別する気持ち」が強まっていきました。



小玉貞良画の「アイヌ章魚突の図」(部分)。男女とも「イヤリング」をつけている。  
 (天理大学附属天理図書館蔵)

### 土地もうばわれる

アイヌ文化では、家の土地や畑など以外、山菜・木の実とりや狩りをする山野は、だれかが「所有する」ものではなくて、個人やコタン(集落)などが「利用する」ところ(イオル)でした。

しかし、開拓使は、北海道のすべての土地を、和人の私有地と日本国の土地(国有地)とにします。明治10年(1877)には改めて、アイヌの人々が持つ家や農地までを、開拓使の管理地にします。

アイヌ民族が、独自の暮らしをつくり上げてきた北

海道の大が、基本的に和人の土地とされてしまったのです。

※1 領土化(りょうどか)：江戸時代末、1855年の「日魯通好条約(にちろつうこうじょううやく)」によって、エトロフ(択捉)島とウルップ島の間に国境となった(樺太(からふと)：サハリン)に関しては確定されなかった。明治8年(1875)の「樺太・千島交換条約(からふとちしまこうかんじょううやく)」により、樺太はロシア領に、シムシユ島以南の千島列島が日本領となった。千島アイヌの人はどちらかの国籍を選ばされ、それぞれ移住させられて故郷と伝統をうばわれ、命を失う人も出た。

国際理解  
 第1章 十勝の平野や川がどうなっているか  
 第2章 先史時代と川  
 第3章 アイヌ文化と川  
 第4章 十勝開拓と川  
 第5章 発展、そして未来へ  
 用語  
 さくいん